

講選塾防予 ～第4回～

ビル防火基準の整備と 千日デパートビル火災

高層ビルの解禁とビル火災の多発を受け、1970年前後の数年間に建築基準法令と消防法令が何度も改正され、現在のビル防火基準の骨格が作られた。特に、118人の方が亡くなった大阪の千日デパートビル火災を契機とした改正は、その後の日本の建物の防火安全向上に大きく貢献しました。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究科
教授
小林恭一 博士(工学)

建築基準法令の改正強化

1970年の前後10年あまりの時代に、相次ぐビル火災と高層ビルの解禁及び当時火災安全性が問題視されていた地下街の急増を受け、建築基準法令が何度も改正されました。まず、1961年及び1964年の建築基準法施行令の改正において、高層建築物に対する内装制限の強化、防火区画、避難路の面積等についての上乗せ等がおこなわれ、同時に耐火構造の耐火性能に関する規定の整備がおこなわれました。

また、1969年1月、建築基準法施行令が改正され、縦穴区画規制の新設、内装制限及び避難施設に関する規制の

強化、地下街の防火区画及び避難施設

に関する規制の強化等がおこなわれました。さらに1970年6月には、社会情勢の変化や技術革新への対応を図ることなどにあわせ、防火避難施設にかかる設置規制の大幅な強化を目指す、建築基準法の制定以来の大改正がおこなわれました。現行建築基準法の防火対策で定番となっている排煙設備、非常用の照明装置、非常用の進入口、非常用のエレベーター等の設置規制は、この時の改正で初めて導入されたものです。

消防法令の改正強化

一方、消防法令においても、1966年12月、防火管理者制度の強化及び避

難器具と自動火災報知設備に関する規制の強化を内容とする消防法施行令の

改正がおこなわれ、さらに1968年6月には、高層建築物、地下街等に対する共同防火管理及び防災規制の実施等を内容とする消防法の改正が、1969年3月には関連する施行令の改正がおこなわれました。

この時の施行令の改正の際には、前回述べた旅館・ホテル等の火災を踏まえ、自動火災報知設備、電気火災警報器(現在の漏電火災警報器のこと)、非常警報設備等及び誘導灯等の設置規制の強化も同時におこなわれました。特に、旅館・ホテル等や病院等に対する自動火災報知設備の遡及設置規定(遡及期限

は1971年3月末の追加と、煙感知器の検定対象品目への追加は、これらの対象物の防火安全性の向上に著しい効果がありました。(次回参照)

千日デパートビル火災を契機とする大改正

1960年代後半の防火法令の一連の改正にもかかわらず、多数の死傷者を伴うビル火災は跡を絶たず、ついに1972年5月には戦後最多の死者を出した大阪市千日デパートビル火災(118人死亡)が発生したため、防火関係法令のさらなる規制強化がおこなわれました。

消防法関係では、1972年12月に消防法施行令が改正され、防火管理者制度の拡充、スプリンクラー設備の設置対象の拡大、複合用途防火対象物に対する規制の強化、自動火災報知設備の遡及設置対象の不特定多数の者や身体弱者等が利用する施設(特定防火対象物)への拡大等がおこなわれました。この自動火災報知設備の特定防火対象物への遡

及適用が即効的な効果を上げたことは、次回詳しくお話しします。

「複合用途防火対象物」という用語は、千日デパートビルが典型的な雑居ビルだったことからこの時初めて法令用語として明記され、このうち、いわゆる特定複合用途防火対象物については、スプリンクラー設備と自動火災報知設備を中心に、特に厳しい規制強化がおこなわれました。

また、千日デパートビル火災の死者が焼死でなく一酸化炭素中毒や窒息又は煙に追われて飛び降りたための墜死であっ

たため、1973年8月には建築基準法施行令が改正

され、防火区画における防火戸の常時閉鎖の原則、煙感知器連動閉鎖式防火戸の規定、防火ダンパーの遮煙性能の要求、二方向避難の要求範囲の拡大、避難階段・



大阪市消防局提供

千日デパートビル火災

特別避難階段の防火戸に対する遮煙性能と煙感知器連動化の要求、内装制限の強化等、主として煙対策を中心とする大幅な規制強化がおこなわれました。

この時の両法令の改正は、多数の死者という大きな代償を払って近代的なビルの実態やビル火災特有の現象を学び、それを踏まえてビル防火対策の根幹を形作ったもので、現在の日本のビルの防火安全性に直接つながるものだと思います。